

第3回 桜井市立小中学校適正化実施計画策定検討委員会
会議録

1 日 時

令和7年7月23日（火）15:00～15:40

2 場 所

桜井市 本庁舎2階 大会議室

3 出席者

委員20名、事務局7名

4 会議の成立

委員20名中、20名出席で、委員の過半数以上が出席しており、桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立

5 協議事項

（1）答申案及び桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）改訂版（案）の検討

- ① 桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校の設置場所に関する事項について
- ② 義務教育学校の開校時期及び開校までのスケジュールに関する事項について
- ③ 義務教育学校の開校に向けた留意すべき事項について

6 資料

- ・次第
- ・桜井市小中学校適正化実施計画（改訂版）の策定（桜井東中学校区）について（答申）（案）
- ・奈良県内義務教育学校一覧
- ・朝倉小学校区・初瀬小学校の推計人口

7 議事内容

1 会長あいさつ

2 議事

協議内容

(1) 答申案及び桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）改訂版（案）の検討

① 桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校の設置場所に関する事項について

意見なし

② 義務教育学校の開校時期及び開校までのスケジュールに関する事項

意見なし

③ 義務教育学校の開校に向けた留意すべき事項について

委員：桜井東中学校と朝倉小学校の敷地の管理はどこが行うのか。

事務局：学校の施設や敷地については教育委員会が管理者だが、統合によって桜井東中学校と朝倉小学校は桜井市の財産に変わる。有効な活用に向けて、来年度以降に開催される開校準備委員会で検討していきたい。

委員：管理責任者はどこになるのか。

事務局：施設の管理は管財契約課が担当課となる。桜井市として地域と連携して管理や活用をしていく。

委員：朝倉小学校と桜井東中学校の草刈りは朝倉台がボランティアで行っている。その際のゴミ処理などは教育委員会が担当されているが、統合後はどうなるのかが不明であるため、質問させていただいた。

事務局：経緯の引き継ぎをして、今後も様々なサポートができるかたちをつくっていきたい。

委員：答申案には、「令和9・10年度に初瀬小学校校舎・屋内運動場長寿命化改修設計等」とあるが、これは令和9・10年に計画をつくり、令和11・12年に工事を開始するということか。

事務局：令和9・10年度に改修のための設計を行い、設計を終え

た令和 11・12 年から工事を行う。

委 員：令和 10 年度に「朝倉小学校・初瀬小学校・桜井東中学校を統合、施設分離型の義務教育学校（特認校として指定）の開校」とあるが、校舎ができるまでに義務教育学校を開校することで何がどう変わるのかを説明していただきたい。

事 務 局：令和 9 年までは朝倉小学校・初瀬小学校・桜井東中学校のそれぞれの学校が存在する。令和 10 年を目途に 1 つの学校として義務教育学校という新たな学校ができる。新たな学校は、本来ならば初瀬小学校の校舎となるが、校舎の改修工事期間に該当するため、その間は既存の朝倉小学校と桜井東中学校の校舎を仮校舎とするかたちとなる。令和 10 年に初瀬小学校で複式学級が生じるという現状があるため、できるだけ早くともに学ぶ環境を整備したいという考えのもとで今回の提案をさせていただいた。

委 員：新校舎ができるまでの間、校長は朝倉小学校と桜井東中学校のどちらにいいのか。職員室などはどう配置するのか。

事 務 局：新たな学校をつくるにあたり、様々な課題が出てくるため、これから検討していくことになる。開校準備委員会では保護者や教職員などの意見を集約し、きちんとしたかたちで開校したいと考えている。校長の配置については教育委員会、保護者や教職員の意見も聞きながら決めていく。そのために県の教育委員会への働きかけも行う。

委 員：桜井東中学校と朝倉小学校のどちらが主になるかについては、早く決めていただきたい。

事 務 局：基本となることなので早期に決めていきたい。

8 その他

今後、桜井市立小中学校適正化実施計画（改訂版）（案）についての地元説明会を秋に開催する予定である。そののち、パブリックコメントの手続きを進めていく。

以 上